



経済産業省 関東東北産業保安監督部

私達は、電気・ガス・鉱山・火薬・高圧ガス等の産業保安関係法令の厳正な執行と、情報提供等による自主保安の推進・支援業務を通じ、首都圏を含む管轄区域における「国民の安全の確保」と「環境の保全」を図ります。



都市ガスの安全

○都市ガスによる事故の防止のため、ガス製造・供給設備の工事計画の審査、事業者への立入検査、事故情報の提供等を行います。

【ガス事業法】



火薬類の安全

○火薬類による事故防止のため、宇宙ロケットや自動車のエアバック、ダイナマイトなど、産業用火薬の製造施設の許認可や検査等を行います。

【火薬類取締法】



○都市ガス消費者の安全を確保するため、屋内設置のふろがまやガス瞬間湯沸器などの設置工事に必要な「ガス消費機器設置工事監督者資格証」を交付します。

【特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律】



高圧ガス・コンビナートの安全

○高圧ガス施設の安全確保のため、自ら完成検査、保安検査を行う事業所に対する立入検査等の業務を行います。

【高圧ガス保安法】



○国内基準に適合しない輸出用容器などへの充てん許可を行います。

【高圧ガス保安法・容器保安規則】

○コンビナート区域における安全確保のため、総務省と連携し事業所に対し、施設の配置等に関する現場確認を行います。【石油コンビナート等災害防止法】



液化石油(LP)ガスの安全

○LPGガスによる事故防止のため、複数の自治体にまたがる販売事業者、保安業務機関からの申請・届出の審査、立入検査を行います。

【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】



○LPGガスの消費者事故を防止するため、販売事業者等に対する保安講習会・消費者向けの注意喚起など情報提供を行います。

電力の安全

○感電や電気火災、広域停電等の電気事故防止のため、発電所、送配電設備、需要設備(高圧受電のビル・工場等)の設置者等に対して以下の業務を行います。

i) 立入検査や安全管理審査による、不良設備の早期改修や自主保安体制確立のための指導・指示。



ii) 電気事故の原因究明と分析及び、講習会やホームページ、関係機関を通じた未然・再発防止のための広報・啓発活動。

iii) 事業者等からの工事計画、保安規程、主任技術者の選任など各種届出の審査及び主任技術者免状の審査・交付。

【電気事業法】



○適正な電気工事の実施により電気安全を確保するため、特定の電気工事の従事に必要な電気工事士資格証等の審査・交付業務と、電気工事業者への立入検査等を行います。

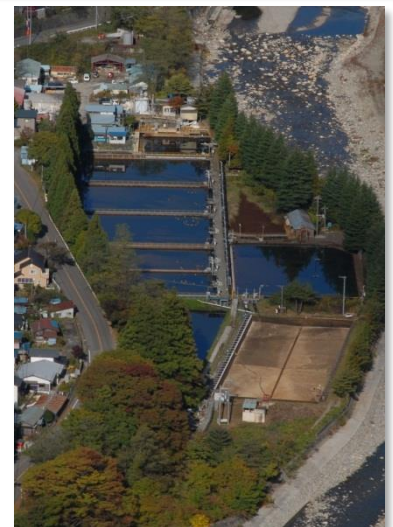
【電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律】

鉱山の安全と鉱害の防止

○鉱山労働者の安全の確保と周辺環境の保全を図るため、鉱業施設の設置計画・保安規程・保安統括者の選解任など、各種届出の審査や鉱山への立入検査等を行います。【鉱山保安法】



○閉山した金属鉱山からの坑廃水による鉱害を防止するため、地方自治体等が行う坑廃水処理等の事業費補助業務を行います。



○鉱務監督官は、鉱山災害発生時には原因究明のため特別検査を実施し、鉱山保安法違反の疑いがある場合には刑法上の司法警察員としての職務を行います。



関東東北産業保安監督部の組織と管轄

関東東北産業保安監督部長

産業保安監督管理官

企画調整官

管理課

総合案内、広報、情報公開、個人情報
保護法窓口

保安課

都市ガス・高圧ガス・コンビナート・火薬
類・LPガスの保安

電力安全課

電力設備の保安、電気工事等における
災害の防止

新エネルギー保安室

発電用設備の保安

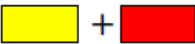
鉱山保安課

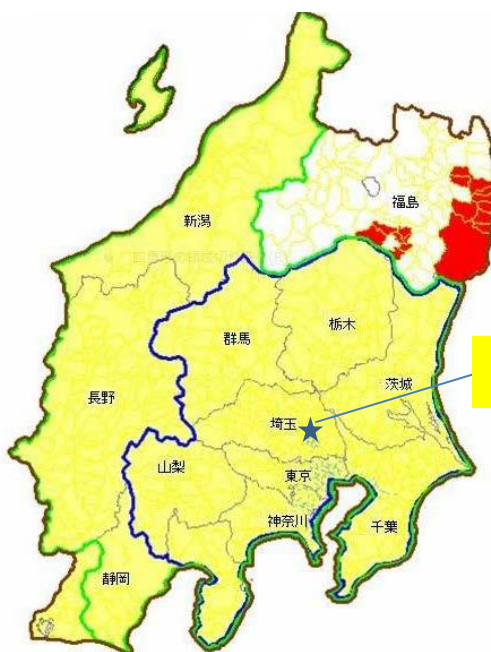
鉱山における危害防止

鉱害防止課

鉱山における鉱害防止

◆管轄区域図 (※東北6県は、東北支部が管轄しています)

-  : 一般行政区域
-  : 電気に関する管轄区域
-  : 都市ガスに関する管轄区域
-  : 石炭鉱業に関する管轄区域
-  : けい石及び耐火粘土に係る鉱業
に関する管轄区域



関東東北産業保安監督部
(さいたま市)

◆庁舎周辺図



経済産業省 関東東北産業保安監督部

〒330-9715

さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/>

表紙の写真

右上: 千葉火力発電所

右中: 送電設備

右下: 東京ガス袖ヶ浦工場

左: 岩船沖油ガス田のプラットフォーム
(日本海洋石油資源開発(株)提供)